

株式会社新潟建築確認検査機構建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

提出者又は申請者（以下「甲」という。）及び株式会社新潟建築確認検査機構（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び告示を遵守し、この約款（計画書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「株式会社新潟建築確認検査機構建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、規則及び規程に従い、計画書、申請書並びに判定に必要な図書（以下「提出書類等」という。）を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が提出された書類のみでは評価を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の判定業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 3 甲は、規程に基づき算定された額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 4 甲は、乙の判定において、対象建築物の計画に関し乙がなした提出書類等の指摘に対し、速やかに提出書類等の補正又はその他の必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、法及びこれに基づく命令による他規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、判定業務を行わなければならない。
- 2 乙は、第3条に規定する業務期日までに、建築物エネルギー消費性能適合判定の結果を記載した通知書（以下「通知書」という）を交付しなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、判定業務の引受日から14日以内とする。
- 2 乙は、通知書を交付することができない合理的な理由があるとき又は建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。
 - 3 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については、甲と乙が協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
 - 3 甲が、第1項の支払期日までに料金を支払わない場合には、乙は、評価書を交付しない。この場合において、乙が当該評価書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

（料金の支払方法）

- 第5条 甲は、規程に基づく料金を、業務の契約締結日までに、支払うものとする。
- 2 銀行口座への振込に係る費用は、甲の負担とする。
 - 3 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

（通知書交付前の変更申請）

- 第6条 甲は、通知書の交付前までに甲の都合により計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の提出書類等を乙に提出しなければならない。

- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の計画書の提出又は申請を取り下げ、別件として改めて乙に提出等しなければならない。
- 3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに料金を支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日までに通知書を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物が建築基準法並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しないものとする。

- 2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物に瑕疵がないことを保証しないものとする。
- 3 乙は、甲が提出等した提出書類に善管注意義務に基づき判定業務を行っても発見することが困難な虚偽があること又はその他の事由により、適切な判定業務を行うことができなかった場合は、当該判定業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) この約款は平成29年4月1日より施行する